

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP) 第8回TPP委員会の機会におけるバンクーバー声明(仮訳)

2024年11月28日(太平洋時間)、豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、英国及びベトナムの閣僚及び代表は、第8回TPP委員会のために会した。本会合はカナダ主催の下、マスキーム族、スクアミッシュ族、ツレイル・ウオウトウス族の先祖代々の譲渡されていない土地であるバンクーバーにて開催された。

我々は、分断が進み予測不可能性を増す国際貿易環境の中、透明で、予測可能で、ルールに基づく貿易を支えるハイスタダードな協定としての、CPTPPの重要性を確認した。我々は、参加国間及び参加国内の文化的な同一性及び多様性、並びに各参加国が公共の利益のために規制を行う権利を有することの重要性を認識し、尊重する。そして、我々は、貿易による恩恵が社会全体において共有され、特に女性、先住民、零細・中小企業、十分に代表されていないその他のグループ、及び我々の経済の中の全ての地域が、貿易から恩恵を受けることへのコミットメントを改めて主張する。我々は、CPTPPが全ての市民の生活水準の向上に重要な役割を果たすことを再確認し、また、我々は、参加国が直面する貿易問題を考慮して、協定が引き続きその目的に適うものであることを確保するという我々のコミットメントを再確認した。

保護主義の再拡大、インフレーションや不安定性の高まり及び紛争の時世において、我々は、経済的威圧に対応する手段であることも含め、WTOを中核とするルールに基づく貿易システムを堅持するという共通のコミットメントを再確認した。現在及び将来における経済成長の原動力として、CPTPPの重要性は高まり続けている。地域が、開かれ、安定的で、繁栄し、予測可能で合意されたルール、基準、法によって運営されるとともに、同地域の全ての国が威圧から解放されるよう確保することは、我々全員にとっての利益である。

この機会に、我々は、議長国の優先事項、すなわち(1)加入、(2)進歩的な管理の取組、及び(3)包括的な利用について達成された成果を歓迎した。我々は、また、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書」が、英国並びに日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア及びブルネイ・ダルサラームにおいて2024年12月15日に、オーストラリアにおいて12月24日に発効することを祝った。

優先事項1: 加入

CPTPPの拡大は、協定がダイナミックかつ生きたものであり続けることを確保するものである。世界第6位の経済、3か国目となるG7メンバー、及び高い基準とルールに基づいた国際貿易及び投資の主要な提唱者である英国が参加することは、CPTPPへの加

入が持つ価値、関心、及び利益の明確な証明である。

協定の拡大を重視する我々の姿勢を更に反映し、締約国は、ペルーを議長、カナダ及びニュージーランドを副議長とするコスタリカの加入作業部会の設置に関する委員会決定を採択するコンセンサスに至った。委員会は、この決定に当たり、オークランド原則、すなわち①協定のハイスタンドを満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること、及び③CPTPP締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされると認識されていることを考慮した。

本日の決定はプロセスにおける第一歩に過ぎない。我々は、既存の全てのルールの遵守に関連する法的及び政策的な問題を含む技術的な議論においてコスタリカと共に作業し、コスタリカの最も高水準な市場アクセスオファーを受領し、その加入条件の交渉を行うことを期待している。

コスタリカのあり得べき参加は、参加国が共有する相互利益、共通の価値観、及びルールに基づく貿易システムの堅持へのコミットメントを支えるものである。また、市場志向の原則を促進し、保護主義及び不当な貿易制限措置の使用に対抗する一助ともなるだろう。CPTPPが貿易ルール及び自由化の最先端であり続けるために、我々はまた、高級実務者に、全ての参加国の関心を反映し、協定のハイスタンドを維持する形で、参加国が一体となって加入手続を進める方法について議論することを指示する。

我々は、CPTPPへの加入に対するエコノミーからの関心が、継続的でかつ高まっていることを歓迎し、更に6つの加入要請があることを認識する。我々は、加入に関する議論を前進させることに引き続きコミットし、協定の利益が加入手続を通して継続的に拡大することができるように、CPTPPが、3つのオークランド原則を満たすことができるエコノミーからの関心を引き続き歓迎し、引き続きその加入に対して開かれていることを確認する。コスタリカの加入作業部会設置は、CPTPP参加国が残りの加入要請について検討し、議論することを妨げるものではない。

優先事項2: 進歩的な管理の取組

「生きた協定」として、CPTPPの参加国は、その運用の改善を継続的に追求する。我々は、CPTPP参加国の経済的繁栄、及び国民の福利を支えるこの取組への我々のコミットメントを再確認する。我々は、以下の2024年の重要な成果を喜ばしく思う。

- CPTPP締約国が通報及び締約国別の経過期間報告書が最新であることを確保することに関する進捗
- 小委員会の作業計画における以下の成果: 統一システム(HS)の最新版を反映したCPTPP品目別原産地規則の更新の準備; 世界税関機構のデータ・モデルに関連した、自動化された税関システム及びデータの要素の利用に関するワーク

ショップ;環境章の実施及び運用に関する独立した見直しの完了(第20.19条7);「CPTPP域内におけるサプライチェーン貿易の成長」に関する報告書の公表
- 2031年までのTPP委員会の議長及び副議長の輪番について確認するための2019年の委員会決定1の更新

一般見直し

2023年、CPTPP参加国は、「CPTPPの一般見直しの付託事項」を承認することによって、一般見直しのための土台を築いた。2024年に、参加国は、この協定に定める規律が、締約国が直面する貿易・投資上の問題及び課題について引き続き適切であることを確保するため、適当な場合には交渉を通じ、この協定の更新及び強化を目的としてこの協定の運用を委員会が見直すことを示す、第27.2条3にかかる一般見直しの作業を前進させた。

CPTPPは、我々の貿易システムの新たな課題に対処するために、進化することを意図して「生きた協定」として設計された。一般見直しを通じて、我々は、競争的なビジネス環境を維持し、経済成長を加速させ、貿易及び投資の関係を深化させ、環境保全及び気候変動などの共同の地球規模課題に対処する共同の取組に貢献することを確保するため、貿易協定の旗手としてのCPTPPの地位の維持に努める。

実務者は、2024年を通して、一般見直しに関する良い進捗を生み出した。全30章の詳細な見直しが行われ、分野横断的及び新たな分野についても評価が行われた。我々は、「CPTPPの一般見直しの進捗に関する高級実務者による閣僚への中間報告書(附属書)」を受領し、承認した。我々は、その勧告を受け入れ、高級実務者に対して、必要な作業を可及的速やかに前進させること、及び2025年の委員会会合までに特定された各課題の進捗を報告することを求める。

協定の全分野について引き続き協議と検討が行われるため、「中間報告書」において特定された課題が、我々が一般見直しにおいて評価されると見込んでいる全ての範囲の課題を表しているわけではないことを強調する。2025年の委員会において、次のステップに関する一連の勧告を盛り込んだ、高級実務者からの一般見直しの報告書全文を最終化させるために必要なリソースを割くことを我々は約束する。我々は、これまでの作業及び来たる2025年の一般見直しの報告書を基に、適当な場合には交渉を通じて、協定の運用を更新及び強化するための様々な選択肢を決定する。

加入に関心のあるエコノミーは、中間報告書において概説された一般見直しのプロセスにおける進捗を注視し続け、協定が静的なものでないという見方を共有するべきである。

優先事項3: 包括的な利用

CPTPPによる利益は、貿易業者及び投資家に利用されて初めて、完全に実現される。我々は、CPTPP経済における企業が、協定の利益を効果的に活用するための認識、知識、及び手段を確保できるように引き続きコミットする。この目的のために、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、及び英国での本年のCPTPPの会合の機会において、利害関係者との直接的な関与に共同で取り組んだ。これらのイベントでは、協定の利益を紹介し、実際にどのように協定を最も良く活用するかを説明し、CPTPP経済における利害関係者と政策立案者との間での対話を深めた。

CPTPPによる利益や機会が、貿易において十分に代表されていないグループを含め、より広く共有されることを確保するための我々の共通のコミットメントに加え、我々は、第8回委員会会合の機会に開催された「包摂的貿易シンポジウム」が成功裡に終わったことを認識する。シンポジウムは、議長であるカナダの進行の下、利害関係者や先住民の企業関係者、及び貿易専門家、非政府組織、学術機関、並びに研究機関の国際的な第一人者が、CPTPPがどのように包摂的な貿易を更に促進し、全ての背景の貿易業者が協定の利益を最も良く得ることを可能にするかについての意見を交換し、勧告を提示するための包摂的なプラットフォームとなった。

我々は、また、CPTPPの公表文書の書庫として機能するような、非政府組織である「カナダ・アジア太平洋財団(APFC)」によるウェブサイトの立ち上げに留意する。これらには、共同声明、小委員会報告書、委員会決定、CPTPP参加国政府のCPTPPの情報に関するウェブサイトへのリンク、及び貿易業者、投資家、研究者、その他の利害関係者を支援するデジタルツールが含まれ得る。CPTPP参加国による取組ではないが、我々は、協定の透明性、広報、及び利用を高めるこの取組の可能性を認識する。

新しい地平：CPTPP貿易投資イニシアチブ

CPTPPが国際貿易システムにもたらす好影響を更に強化するため、我々は、高級実務者に対し、選定されるパートナーと共に、貿易及び投資の課題について議論することができる、対話を含めたイニシアチブを模索するよう指示する。世界経済情勢の混乱が増す中、このイニシアチブは、独立性と利益の調和を保ちつつ、主要な貿易政策問題に関する効果的かつ時宜にかなった協力を促進し、ルールに基づく貿易システムを堅持する共同の取組を支持する役割を果たす。なお、貿易投資イニシアチブは、参加国にとって最優先事項であり続けるCPTPPへの個別の加入手続に代替するものでも、前提条件でもなく、また一切関連付けられるものでもない。

今後の展望

カナダの委員会議長としての任期が終了に近づき、協定のリーダーシップをとる責務が2025年にオーストラリアに移るに当たり、我々は、ルールに基づく多角的貿易体制に対する支持、及び協定に謳われている自由で、開かれた、予測可能な貿易の原則に対する共同のコミットメントを再確認する。

附属書 CPTPPの一般見直しの進捗に関する 閣僚へ向けた高級実務者による中間報告書

高級実務者は、2024年に、CPTPPの全30章及び分野横断的な課題について初期的な見直しを開始し完了した。さらに、参加国は、協定が全ての人々に利益をもたらし続けることを確保するために、利害関係者と関与した。我々は、2024年5月のペルー・アレキパでの閣僚から高級実務者に向けた指示を想起し、CPTPPの更新と改訂を最も迅速に進めることができる分野の特定に努めた。適当な場合には交渉を通じ、協定を更新及び強化するという全体的な意図を持って、この「CPTPPの一般見直しの進捗に関する閣僚へ向けた高級実務者による中間報告書」は、2025年の委員会会合までに、より詳細かつ集中的な議論を迅速に行うことを勧告する分野を特定している。

我々は、特定された課題が、これまでの一般見直しの分析の間で特定された全ての範囲の課題を表しているわけではないことを強調する。以下の勧告(アルファベット順)は、一般見直し全体の最終的な成果を予断するものとして解釈されるべきではない。我々は、CPTPP全体に関する分析と検討を継続しており、引き続き関心のある利害関係者との関わり合いを持つ。我々は、2025年の委員会において、次のステップに関する一連の勧告を盛り込んだ一般見直し全体の報告書が付されることを見込んでいる。

税関当局及び貿易円滑化

税関当局及び貿易円滑化の規定は、税関及び国境手続きを簡素化し、物品貿易の量及び速度を向上させ、貿易コストを削減する。このような利益は、零細・中小企業を含む全ての貿易業者にもたらされ、全体として経済成長を加速させる。税関当局は、技術革新を含む重大な変化を経験しており、協定はそれに対応する必要がある。

勧告1: 高級実務者は、専門の小委員会又は作業部会の設置の可能性を含め、協定がどのように参加国間の貿易を円滑化できるかについての議論を深める。

経済的威圧

昨今の経済的威圧の増加は、ルールに基づく国際システムを脅かし、自由で公正な開かれた貿易の機能及び信頼を損なうものである。経済的威圧は、協定のハイスタンダード及びCPTPP参加国であることの期待に沿うものではない。我々は、いかなる政府による経済的威圧に対しても共通の懸念と反対を再確認する。我々は、CPTPPが経済的威圧を抑止し、そのリスクを緩和するための重要な役割を果たすことができることを踏まえ、協力して取り組むことへの強い関心も再確認する。WTOを中核とする、開かれた、包摂的で、ルールに基づく多角的貿易体制を堅持することは、我々の共通の利益である。

勧告2: 高級実務者は、いかにして経済的威圧を抑止し、それに対する強韌性を高め、そのリスク及び影響を緩和するかを含み得る議論を深める。

電子商取引

電子商取引の役割は、2018年3月のCPTPP署名以降、大きな進展を遂げた。2021年にTPP委員会は、我々の経済がデジタル革命の恩恵を享受する助けとなるよう、電子商取引小委員会を設置し、同小委員会は2023年及び2024年に、CPTPPの電子商取引章がデジタル貿易の規定として高水準であり続けることを確保するため、将来取り組む分野を探求し、及び同章を近代化する可能性に対する関心を特定した。

勧告3: 高級実務者は、2025年に電子商取引章を改善するためのあり得べき方法に関する予備的協議の結論を出す。

環境

我々は、貿易協定が、相互に助長し合い、内在的に結びついている気候変動、生物多様性の損失及び汚染という前例のない三つの地球的危機を含む環境問題全体に対処する一助となるツールであるという見解を共有する。我々は、環境保全を促進し、環境劣化及び生物多様性の損失を削減し、天然資源を長期的な経済成長及び持続可能な開発を促進することもできる重要な公共財として持続可能な方法で管理することを模索する。気候変動は、我々が懸念する存亡に関わる問題である。

勧告4: 高級実務者は、環境章を更新する可能性の検討を含め、気候変動、生物多様性の損失及び、汚染といった環境問題全体に対処するために、有意義な方法を特定するための議論を深める。

金融サービス

金融サービスの規定は、透明性及び競争を改善し、企業及び消費者に利益をもたらす、並びに金融システムの完全性及び安定性を確保するために金融規制当局が行動を取る権利を保護する。この分野が成長し、及び進化するのに応じて、協定も適応していくべきである。

勧告5: 高級実務者は、2025年に金融サービス章を改善するためのあり得べき方法に関する予備的協議の結論を出す。

グローバルバリューチェーン及びサプライチェーン強靱性

CPTPPにおけるグローバルバリューチェーン及びサプライチェーンの強靱性は、我々の集団的繁栄の基礎である。CPTPPの規定によって、サプライチェーンは深化しており、危機の最中における貿易をより効率的かつ強靱なものとしている。しかし、パンデミック、自然災害、地政学的緊張、及び経済的威圧を含む最近の出来事は、サプライチェーンの脆弱性や、グローバルバリューチェーン及びサプライチェーンの強靱性の重要性を浮き彫りにした。我々は、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性が、信頼できるパ

ートナーとの間での強靱なサプライチェーンネットワークを構築及び強化するに当たり不可欠な原則であることを認識し、また、他のフォーラムからの教訓を引き出す必要性を認識する。

勧告6: 高級実務者は、いかにしてサプライチェーンを強靱化し、参加国間のバリューチェーンを深化させるかについて議論を深める。

包摂的な貿易

我々は、CPTPPによる利益や機会が、貿易において十分に代表されていないグループを含め、より広く共有されることを確保すると我々の共通のコミットメントを再確認する。特に、この過去一年の間、CPTPP参加国は、貿易とジェンダー平等及び貿易と先住民について議論した。

i. 貿易とジェンダー平等

貿易の障壁は、多様な背景を持つ女性に対して依然として存在する。我々は、ジェンダー平等、女性の経済的エンパワーメントを大きく前進させ、国際貿易における女性の参画及びリーダーシップを促進することができる。女性が経験する障壁に対処することは、国際貿易の利益が社会全体に公平に共有されることを確保しつつ、貿易に対する公衆の支援を構築し、及び維持し続けることに貢献する。

ii. 貿易と先住民

先住民のビジネスが直面する潜在的な貿易及び投資に対する障壁への対処を含む、先住民の貿易上の利益と視点を認識することが重要である。我々は、先住民の貿易及び投資への参加拡大、及び参加国間の連携を支持する。我々は、参加国間及び参加国内の文化的な同一性及び多様性並びに各参加国が公共の利益のために規制を行う権利を有することの重要性を認識し、尊重する。CPTPPは、適切な場合には、先住民による貿易及び投資を支援する適用可能な国際協定及び取決めにおける基準を参考とすべきである。

勧告7: 高級実務者は、包摂的な貿易に関する作業部会を立ち上げる。

イノベーション

CPTPPには、イノベーションや技術によって生じる特定の課題又は機会に対処するための専門のメカニズムは含まれていない。経済的な繁栄におけるイノベーションの重要性を踏まえ、どのようにCPTPPがこれらの新たな課題及び機会に最も良く適応することができるか検討すべきである。

勧告8: 高級実務者は、貿易及び経済成長を支えるために、協定にイノベーションを取り入れるための異なるアプローチを模索する議論を継続する。

事務事項管理

我々は、協定の管理者としての責任を真摯に負っている。しかしながら、我々は、一般見直し及び増加するCPTPPへの加入要請を含む、CPTPPのコミットメントの実施から生じる作業負担を認識している。参加国は事務負担を軽減するいくつかの方策を採用しているが、我々は、事務局設置の可能性を含めた、更なる改善の必要性を認識する。

勧告9: 高級実務者は、参加国の事務負担を軽減し、協定の効果的な実施及び運用を改善する方法の開発に関する勧告を、2025年の委員会に提出するために、専門の作業部会を立ち上げる。これらの議論は、事務局設置の可能性も含むが、それに限らない幅広いアプローチに及ぶべきである。

市場歪曲的慣行

市場歪曲的慣行は、CPTPP参加国によって共有されている原則に反するものである。それは、市場の正常な機能を歪め、自由かつ公平な貿易を損なわせ、不公平な競争条件を生み出す。我々は、市場歪曲的慣行が利用されることへの懸念を再確認し、それがもたらし得る世界的な影響をより一層理解することの重要性を認識する。また、WTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制を堅持していくことを再確認する。この目的達成に向けて、市場歪曲的慣行を明らかにする既存の透明性に関する義務を遵守し、この問題に関連する多国間フォーラムを含めた協力体制を探究し続けることを約束する。

勧告10: 高級実務者は、ワークショップなどの参加国主導の取組を含め、課題の範囲を特定し理解を深めるための議論を継続し、関連する小委員会と協力して次のステップに向けた勧告を行う。

零細・中小企業

雇用の創出者及び経済の原動力として、零細・中小企業は、CPTPPの優先事項である。協定は、その実施を通じてのみならず、包摂的な活動や非政府組織と連携することを通じて、零細・中小企業を支援し、育成し、促進する。2024年に、中小企業章に関する専門家は、より包摂的なアプローチを含む、今後の作業分野を模索した。

勧告11: 高級実務者は、世界的な貿易における零細・中小企業のより十分な参加の促進を目指す観点から、中小企業章に関する議論を深める。

持続可能な農業及び食料システム

農業及び食料システムにおける持続可能な生産性向上は、国連の持続可能な開発目標(SDGs)を達成すること; 世界的な食料不安に対処し、増加する食料及び栄養の需要を満たすこと; 並びに気候変動に歯止めをかけ、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を促進する国際的なコミットメントを達成するために、農業生産の貢献におけるマイ

ナスを最小化し、プラスを増大させることのために不可欠である。

貿易及び投資のルールは、より持続可能で強靱な農業及び食料システムへの移行を支援すべきである。持続可能性に関する措置と国際的な貿易ルールが両立できるものであることを確保するために、ルールは、貿易が公平で開かれていることを確保しつつ、各エコノミーがそれぞれ固有の国内事情に最適な持続可能性に関する措置を設定できる柔軟性を提供するべきである。

勧告12: 高級実務者は、持続可能な農業及び食料システムの対象について議論を深め、次のステップに向けた勧告を行う。

次のステップ

これまでに行われた成功した作業に基づき、高級実務者は、2025年にTPP委員会へ一般見直しにかかる報告書を付託するために必要なリソースを割くことを約束する。一般見直しの目的は以下であると再確認する。

- 協定に定める規律が、締約国が直面する貿易・投資上の課題について適切であり続けられるよう、運用を見直す。
- 改訂や更新が有益となる規定、新しい章や条項の作成の可能性を特定する。
- 協定の最大限活用を促し、協定の理解を改善する方法の特定のために運用を見直す。
- 協定が可能な限り最高の水準であり続けることを確保する。

今後、高級実務者は、関連する既存章を更新し、及び強化し、並びに協定に新たな貿易課題を含めるための交渉のパラメータを確立するために、2025年に勧告を行うことに向けた作業を継続する。我々はまた、協定の対象となる全ての分野及び章を引き続き検討する。我々は、CPTPPを支える開放性、包摂性、公平性の原則への強いコミットメントとともに、この作業を実施していく。

CPTPPへ加入しようとしているエコノミーからの益々の関心は、ルールに基づく貿易と、進化し続ける貿易環境に適応できる協定への加入が、強く求められていることを証明している。

上記で示された方向性は、CPTPPの将来の強化の基礎となる。我々は共に、多様なエコノミーにおける繁栄と強靱性を向上させながら、ルールに基づく国際貿易を支持し続ける。